

別紙

豊橋市北部学校給食センター
長期包括委託事業

審査講評

令和6年7月5日

豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業評価委員会

豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業（以下、「本事業」という。）に関して、落札者決定基準（令和5年12月18日公表）に基づき提案内容の審査を行い、最優秀提案を選定しましたので、審査結果及び審査講評をここに報告します。

令和6年7月5日

豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業評価委員会
委員長 松本 博

1 評価委員会の構成、開催経過

(1) 評価委員会の構成

[敬称略]

役職	氏名	所属等
委員長	松本 博	豊橋技術科学大学 名誉教授
副委員長	上原 正子	愛知みずほ短期大学 客員教授
委員	渋澤 博幸	豊橋技術科学大学 教授
委員	木下 昌洋	前 愛知県衛生研究所 所長
委員	石川 和志*	豊橋市教育委員会 教育部長

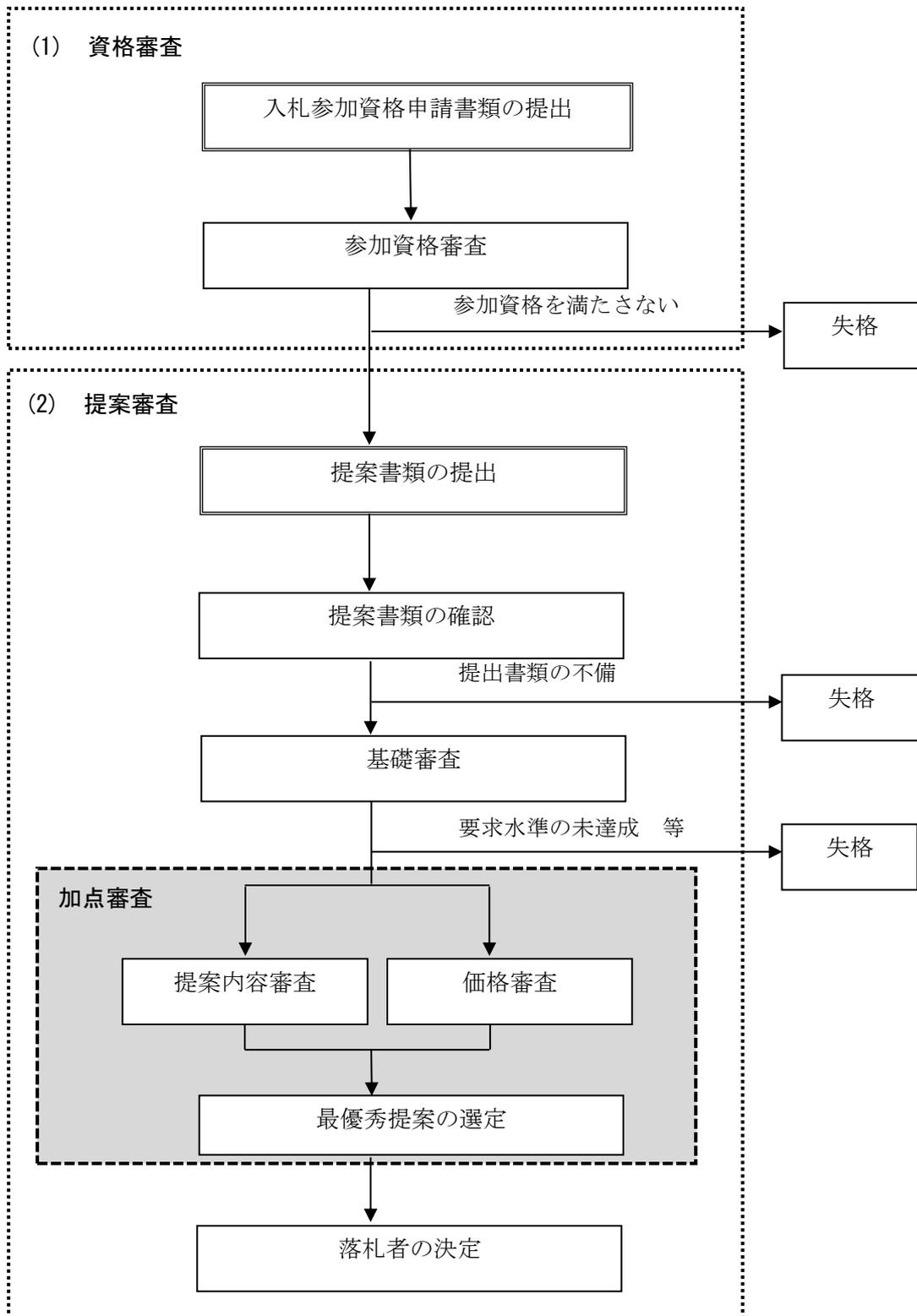
※令和6年4月1日付人事異動に伴い、前任者の種井直樹から変更となりました。

(2) 評価委員会の開催経過

回数	日程	主な議題等
第1回	令和5年7月13日(木)	(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 評価委員会のスケジュールについて (3) 事業概要の説明 (4) 実施方針(案)について (5) 要求水準書(案)について
第2回	令和5年10月18日(水)	(1) 入札説明書について (2) 要求水準書について (3) 落札者決定基準(審査の方法、評価項目)について (4) 契約の概要について
第3回	令和6年5月28日(火)	(1) 参加資格審査・基礎審査の結果報告 (2) 審査の進め方について (3) 提案内容の評価について
第4回	令和6年6月15日(土)	(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査 (2) 提案内容の審議 (3) 総合評価結果及び最優秀提案の選定 (4) 審査講評のまとめ

2 審査の方法

審査のフローは以下のとおり。



 評価委員会所掌範囲

3 審査の結果

(1) 参加資格審査

令和6年2月8日～2月15日に提出された参加資格審査に関する書類を基に、豊橋市（以下、「市」という。）は、入札参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、令和6年2月26日付けで参加資格確認結果（参加資格があるものと認めたこと。）を各入札参加者の代表企業に通知した。

参加資格審査結果の通知時に、受付番号として「Kグループ」、「Qグループ」、「Fグループ」「Yグループ」を各入札参加者に付与した。

なお、「Yグループ」は令和6年5月9日付けで入札を辞退した（後述）。「Fグループ」は、代表企業が参加資格要件を満たさなくなったため、令和6年6月6日付けで失格とした。

表 入札参加者（グループ）

グループ	代表企業	構成企業	協力企業
Kグループ	東海食膳協業組合	・三菱電機ビルソリューションズ株式会社	・丸昇彦坂建設株式会社
Qグループ	ハーベストネクスト株式会社	・ハーベスト株式会社 ・愛知県東部貨物運送事業協同組合	

(2) 提案審査

ア 入札書類及び提案書類の受付

市は、令和6年5月9日に入札書類及び提案書類の受付を行い、3グループからの受付を行った。

なお、参加資格申請を行ったグループのうち、「Yグループ」からは令和6年5月9日付けで辞退届の提出があり、入札の辞退を受理した。

イ 基礎審査

市は、入札参加者の提案書類について、3グループについて基礎審査項目を満たしていることを確認し、令和6年5月28日付けで基礎審査結果（適合であるものと認めたこと。）を各入札参加者の代表企業に通知した。（なお、「Fグループ」は、代表企業が参加資格要件を満たさなくなったため、令和6年6月6日付けで失格とした。）

ウ 加点審査

評価委員会は、本事業に係る落札者決定基準に基づき、評価委員会による提案内容の審査を行った。

(ア) 価格点の審査

価格点の算定方法は、最低価格を提示した提案に満点(40点)を付与する。それ以外の入札価格については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求める。

$$\text{価格点} = \text{満点の点数} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

■ 価格審査結果

	Kグループ	Qグループ
入札価格	3,418,548,892円	4,367,669,154円
価格審査点	40.00点	31.31点

(イ) 提案内容点の審査

審査に当たっては、参加資格審査結果の通知時において設定した受付番号（「Kグループ」、「Qグループ」）により、企業名等を明らかにせず、事前審査及びヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答：（令和6年6月15日））を実施した。

そのうえで、入札参加者からの提案内容を、落札者決定基準に示す「提案内容の評価項目及び配点」に基づき評価委員会で評価を行った。

なお、採点基準は下表のとおりである。評価にあたっては、各委員が審査した結果を平均し、平均した際に小数点以下が発生する場合は、小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位までを求めた。

表 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	配点×0.75
C	要求水準を超える適切な提案がされている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度	配点×0.25

■提案内容審査の得点

審査項目	配点	Kグループ	Qグループ
1 運營業務に関する事項	25点	16.55点	18.20点
(1) 運営実施体制	6点	4.20点	3.90点
(2) おいしい給食の提供	4点	3.00点	2.40点
(3) 食の安全確保・衛生管理の徹底	11点	7.15点	8.80点
(4) 配送・回収業務	2点	1.10点	1.50点
(5) 業務開始準備	2点	1.10点	1.60点
2 維持管理業務に関する事項	21点	13.45点	15.55点
(1) 維持管理体制	2点	1.30点	1.40点
(2) 保守管理計画	6点	3.60点	4.50点
(3) 修繕業務	8点	4.80点	6.40点
(4) 事業終了時の引継ぎ	5点	3.75点	3.25点
3 事業計画全般に関する事項	10点	6.75点	7.20点
(1) 事業実施体制	3点	1.65点	2.25点
(2) リスク対応	4点	2.40点	3.00点
(3) 地域経済・地域社会への配慮や貢献	3点	2.70点	1.95点
4 その他に関する事項	4点	2.60点	2.40点
(1) その他	4点	2.60点	2.40点
提案内容審査点	60点	39.35点	43.35点

エ 総合評価

価格審査と提案内容審査の結果を踏まえてし、総合評価点数とした。

総合評価点数（満点 100 点）＝価格点（40 点）＋提案内容点（60 点）

■総合評価結果

	Kグループ	Qグループ
価格点	40.00 点	31.31 点
提案内容点	39.35 点	43.35 点
総合評価点数	79.35 点	74.66 点

以上により、総合評価点数が最も高いK（東海食膳協業組合）グループの提案を最優秀提案として選定した。

4 審査の講評

(1) 各評価項目の講評

ア 運営業務に関する事項

評価項目	審査講評
(1) 運営実施体制	<p><u>両グループ</u> 十分な経験や資格を有する業務責任者の配置や、統括責任者が業務に専念できる実施体制の提案を評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 特に市との信頼関係を構築することに重点を置いた提案を高く評価した。</p>
(2) おいしい給食の提供	<p><u>両グループ</u> 市からの要望の把握や業務改善に向けての取り組み方策についての提案を評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 特に調理方法についての具体的な提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 特に多様な研修や会議の実施、外部講師による研修による業務改善等についての提案を評価した。</p>
(3) 食の安全確保・衛生管理の徹底	<p><u>両グループ</u> 異物やアレルギー混入防止についての具体的な対応策、多様な自主衛生検査の実施の提案を評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 調理済み食品の自主衛生検査を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 特に全従業員に対する衛生管理・研修の徹底、従業員の健康管理についての提案を評価した。</p>
(4) 配送・回収業務	<p><u>両グループ</u> 安定性のある配送実施体制、予備を含めた配送車両の調達についての提案を評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 特に配送リハーサル実施についての提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 特に配送の適性診断実施、配送企業としてのバックアップ体制についての提案を評価した。</p>
(5) 業務開始準備	<p><u>両グループ</u> 業務開始に向けて必要と考える事項の提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 実績を活かした開業準備体制や研修体制、要求水準以上のリハーサルの実施についての提案を評価した。</p>

イ 維持管理業務に関する事項

評価項目	審査講評
(1) 維持管理体制	<p><u>両グループ</u> 実績のある維持管理責任者の配置や、運営企業との効率的な役割分担について、評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 特に修繕計画の立案体制についての提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 特に維持管理担当者の勤務体制についての提案を評価した。</p>
(2) 保守管理計画	<p><u>両グループ</u> 要求水準以上の点検項目の追加提案、施設データのクラウド化による一元管理、調理機器故障等に対する具体的な対応策についての提案を評価した。</p>

評価項目	審査講評
	<p><u>Kグループ</u> 建物診断実施の提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 維持管理業務担当者による良好な施設水準を保つための具体的な方策や、即時対応可能な体制の提案を評価した。</p>
(3)修繕業務	<p><u>Kグループ</u> S P C設立による修繕経費の平準化等の提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 特に予防保全の考え方に基づく適切な修繕計画の立案、リース利用・修繕時期の調整による修繕経費の平準化、要求水準書に掲げる計画修繕以上の修繕提案を評価した。</p>
(4)事業終了時の引継ぎ	<p><u>両グループ</u> 事業期間終了に向けての引継ぎや維持管理についての提案を評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 特に事業期間終了に向けた早期着手かつ具体的なスケジュールの提案、事業終了後以降のサポート体制を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 事業期間終了後に修繕・更新が発生しないようにするためのライフサイクルコスト縮減提案を評価した。</p>

ウ 事業計画全般に関する提案

評価項目	審査講評
(1)事業実施体制	<p><u>両グループ</u> 実績に基づいた実施体制の提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 具体的かつ効果的な複層的なセルフモニタリングの実施についての提案を評価した。</p>
(2)リスク対応	<p><u>両グループ</u> S P C設立による事業安定性の確保、バックアップ企業の設定、不測の資金需要における具体的な対応策についての提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> リスク分担表の具体的な例示や、特約を追加した保険の付保についての提案を評価した。</p>
(3)地域経済・地域社会への配慮や貢献	<p><u>両グループ</u> 地元企業・雇用の活用、周辺地域への貢献についての具体的な提案を評価した。</p> <p><u>Kグループ</u> 特に地元企業の活用や発注額、障がい者雇用の考え方、人材の育成及び輩出の視点等についての提案を評価した。</p>

エ その他に関する事項

評価項目	審査講評
(1)その他	<p><u>Kグループ</u> 水道使用量の節減方策の提案を評価した。</p> <p><u>Qグループ</u> 市の食育施策への支援についての提案を評価した。</p>

(2) 審査の総評

本事業は、学校給食センターの運営及び維持管理を行うことを目的とするものである。民間事業者により運営及び維持管理を一括かつ長期的に実施していただくことにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、安全で安心な学校給食の提供が期待されることから、長期包括委託事業による実施となった。

今回、複数の企業から関心が寄せられた中で、最終的に3者から応募があり、その後、1者については参加資格欠格により失格となったが、残り2者の提案はいずれも、これまでの各企業の実績を基礎とした独自のノウハウや技術が盛り込まれており、市の要求水準を上回る提案内容が示されていた。提案書類作成における努力に対して敬意を表するとともに、心から感謝申し上げたい。

評価委員会では、落札者決定基準に基づき、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、東海食膳協業組合グループ（Kグループ）を最優秀提案として選定した。

今後、東海食膳協業組合グループは、市と事業契約を締結するための協議を行うこととなるが、市の要求事項のみならず、提案された内容を確実に履行することが求められる。その上で、本事業を更に充実したものとし、事業期間にわたって、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施できるよう、東海食膳協業組合グループに対しては、次の事項に留意して事業を実施されることを望むものである。

- 衛生管理についてより安全に資するため、新しい知識を積極的に取り入れ、適切な管理方法により改善・向上を行っていくこと。なお自主衛生検査については、提案時の実施方法を再検証し、市が客観的に納得できるものとなるようにすること。
- 施設の供用開始から15年以上経過していることを踏まえ、予防保全と施設の長寿命化の観点から本施設の保守管理・修繕を行うこと。特に学校給食の提供に影響を及ぼすことがないようにするとともに、事業終了後にも本施設が良好な状態で利用できるように配慮し修繕を実施すること。事業期間終了後も、本件施設の修繕等が必要とならない状態がより長く維持されるよう、提案内容以上の維持管理・修繕業務の対応を期待する。
- 施設の維持管理の実施にあたり、機器・設備等について当初見込んでいない更新が必要となった場合等においては、市に早期に報告するとともに、これまでの知見やノウハウを踏まえて、市と共に技術的支援をもって対応を検討すること。
- 障がい者雇用など、地域経済・地域社会への配慮や貢献に、より一層取り組むこと。
- 実施の検討を行うことを掲げている提案については、実施に向けて真摯に市と協議を行い、市が客観的に納得できるものとなるようにすること。
- その他、市の要望に適切に対応できるよう体制を整備すること。